

令和6年第12回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年12月18日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年12月18日(水)
午後1時30分から午後2時13分まで

2. 出席委員(21名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	加藤 博一	5番	岡沢 聡	6番	稲野 実
7番	釋 巖	8番	東浦 有治	9番	長澤 均
10番	生田 梨恵	11番	藤井 照三	12番	森田 直弘
13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦	15番	西尾 正美
16番	植山 照男	17番	長澤 陽子	18番	豊田 茂実
19番	中久保 明	20番	西田 清明	21番	中井 博幸

3. 欠席委員
なし

4. 会議録署名委員

14番 杉本 泰彦 16番 植山 照男

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	参 事	山岸 健史
主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉		

6. 議事日程

第62号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第63号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
第64号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第65号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第66号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(一括方式)の作成の件
第67号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(一括方式)の作成の件
第68号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(一括方式)の作成の件
報告第57号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第58号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第59号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第60号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)

- 報告第61号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第62号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第63号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第64号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第65号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第66号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
- 報告第67号 事務処理の報告の件 (農業用施設設置報告受理)
- 報告第68号 農地等状況報告の件

令和6年第12回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長	それでは、ただ今から、令和6年第12回箕面市農業委員会総会を開会いたします。 着座にて、進行させていただきます。 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
事 務 局	希望者はございません。
議 長	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事 務 局	出席状況をご報告いたします。 本日は、委員21名全員出席です。 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
議 長	それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	それでは、14番杉本委員、16番植山委員にお願いします。 案件に入ります前に、令和6年第11回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
事 務 局	先月11月19日開催の総会で、採決されました第58号議案、農地法第4条の規定による許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。 その内容は、白島 地区の農地を に転用するという案件でした。 11月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めます。との意見を受けましたので、11月26日に申請者

	あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。 以上です。
議 長	では、案件に入ります。 日程第2、第62号議案農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました第62号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。 申請地は、下止々呂美■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■平方メートルです。 譲受人は、■■■■氏、農作業歴は■■年、耕作面積は、■■平方メートル、通作距離は■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。 譲渡人は、■■■■氏、区域は市街化調整区域です。 以上、第62号議案のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、中久保委員より調査内容の報告をお願いいたします。
中久保委員	第62号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地です。 譲受人の■■■■氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の■■■■氏から、所有権を移転しようとするものです。 ■■■■氏は、止々呂美地区で従来から耕作されており、農機具等もお持ちですので、農業経営に問題はないと思います。 本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第4、第64号議案及び日程第5、第65号議案は、いずれも生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となり、被相続人が同一で関連いたしますので、2件を一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました、第64号議案及び第65号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページから、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、第64号議案が新稲■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

第65号議案が牧落■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は、■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、両議案とも■■■■■氏、申出人は第64号議案、第65号議案ともに住所は主たる従事者と同一で、第64号議案は■■■■■氏で、第65号議案は、■■■■■で、主たる従事者との関係は■■■■■です。

申出事由は、■■■■■、申出事由が生じた日は、■■■■■でございます。

以上、第64号議案及び第65号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員より調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員

第64号議案及び第65号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の南約■■■■■メートルに位置する■■筆の農地と■■■■■の西に位置する農地です。

申出人の■■■■■氏は、■■■■■に、生産緑地を耕作されていた、■■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であること

が確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第66号議案から日程第8、第68号議案は、いずれも農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）の作成の件となり、借り手が同一で関連いたしますので、3件を一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第66号議案から第68号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

本件は、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき委員会として要請を行うため、その内容の決定を行うものです。

申請地は、第66号議案が栗生外院■■■■地目は、台帳■■、現況■■、面積は、■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は、■■■■平方メートルです。

事 務 局

第67号議案が栗生外院■■■■、地目は、台帳■■ 現況■■、面積は、■■■■平方メートルです。

第68号議案が、外院■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は、■■■■平方メートルです。

3議案とも、借り手は、■■■■氏、農地中間管理機構は、大阪府中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人氏、貸し手は、第66号議案が■■■■氏、第67号議案が■■■■氏、第68号議案が■■■■氏です。

3議案ともに、設定する権利の種類は使用貸借権、設定期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの継続案件です。

以上、第66号議案から第68号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、東浦委員に調査内容の報告をお願いいたします。

東浦委員

第66号議案から第68号議案につきまして、調査内容のご報告を申し上げます。

申請地は、[]の東側に位置する[]筆の農地と[]の北約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

各農地の貸し手は、第66号議案は、[]氏、第67号議案は、[]氏で第68号議案は、[]氏で、借り手の[]氏が、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き、農地中間管理事業の権利設定を行うものです。

[]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、引き続き耕作をされるものと思われます。本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり農用地利用集積等促進計画を決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することいたします。

次に報告案件に移ります。

報告第57号から報告第67号の11件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第9、報告第57号から日程第11、報告第59号は、いずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第9、報告第57号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第57号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、箕面[REDACTED]、地目は、台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は、[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]氏、転用目的は、
となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第57号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、植山委員に調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第57号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[redacted]の北約[redacted]メートルに位置する土地です。

届出人は、[] 氏で、届出地においては、以前から [] として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、[] を建設するにあたり始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります

議長

次に、日程第10、報告第58号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第58号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、箕面■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は、■■平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]氏、転用目的は、[REDACTED]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月28日に専決し、処理するものでございます。

議 長	以上、報告第58号のご説明といたします。 本件につきまして、植山委員に調査内容の報告をお願いします。
植山委員	報告第58号につきまして調査内容をご報告いたします。 届出地は、[]の北約[]メートルに位置する土地です。 届出人は、[]氏で、届出地においては、以前から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。 周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	次に、日程第11、報告第59号を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました報告第59号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書4ページ、参考資料は13ページからでございます。 届出地は、箕面[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル。 届出人は、[]氏、 転用目的は、[]となっています。 本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月28日に専決し、処理するものでございます。 以上、報告第59号のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、植山委員に調査内容の報告をお願いします。
植山委員	報告第59号につきまして調査内容をご報告いたします。 届出地は、[]の北約[]メートルに位置する土地です。 届出人は、[]氏で、届出地においては、以前から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。 周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。

次に、日程第 12、報告第 60 号から日程第 17、報告第 65 号はいずれも、専決処理の報告の件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは日程第12、報告第60号及び日程第13、報告第61号は譲受人、譲渡人が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第60号及び報告第61号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、参考資料は１５ページからでございます。

届出地は、報告第60号が、石丸[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は、[]平方メートル、報告第61号が、石丸[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は、[]平方メートルです。

両案件ともに、譲受人は、

氏です。

譲渡人は、[REDACTED] 氏、転用目的は、
[REDACTED] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月5日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第60号及び報告第61号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、藤井委員に調査内容の報告をお願いします。

藤井委員

報告第60号及び報告第61号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[redacted]の西約[redacted]メートルに位置する[redacted]筆の農地です。

譲渡人は、[REDACTED]氏で、譲受人の[REDACTED]が、報告第60号については一団地協議を行い、報告第61号は開発許可を取り、[REDACTED]をするため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、西側、南側は[REDACTED]、東側は[REDACTED]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は河川へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第14、報告第62号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第62号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、栗生間谷西[]、地目は、台帳、現況ともに[]、
面積は、[]平方メートルです。

譲受人は、[]
[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は、[]と
なっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月5日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第62号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員に調査内容の報告をお願いします。

長澤均委員

報告第62号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を建設
するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、西側、南側は[]、東側は[]となっており、
汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、問題はないもの
と思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第15、報告第63号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第63号につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書5ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、外院[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は、
[]平方メートルです。

譲受人は、[]

氏です。

譲渡人は、氏、転用目的は、となっ
ています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月11日に専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第63号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、森田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

森田委員 報告第63号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、の南西約メートルに位置する農地です。

譲渡人は、氏で、譲受人のが、を
整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側、南側は、北側、西側はとな
っており、雨水は自然浸透式とし、周辺の農業経営に問題はないものと思いま
す。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第16、報告第64号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第64号につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地は、栗生間谷東、地目は、台帳、現況、面積
は、平方メートルです。

譲受人は、氏です。

譲渡人は、氏、転用目的は
となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月12日に専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第64号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西田委員	報告第64号につきまして、調査内容をご報告いたします。 届出地は、[REDACTED]にある農地です。 譲渡人は、[REDACTED]氏で、[REDACTED]に小作を解約しており、譲受人の[REDACTED]氏への離作保証のため所有権を移転するものです。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	次に、日程第17、報告第65号を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました報告第65号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書6ページ、参考資料は23ページからでございます。 届出地は、彩都栗生南[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は、[REDACTED]平方メートルです。 譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]氏です。 譲渡人は、[REDACTED]氏、転用目的は、[REDACTED]となっています。 本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年11月27日に専決し、処理するものでございます。 以上、報告第65号のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。
西田委員	報告第65号につきまして、調査内容をご報告いたします。 届出地は、[REDACTED]の北約[REDACTED]メートルに位置する農地です。 譲渡人は、[REDACTED]氏で、譲受人の[REDACTED]が、[REDACTED]を建築するため所有権を移転するものです。 周辺につきましては、北側、西側、東側は[REDACTED]、南側は[REDACTED]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	次に、日程第18、報告第66号農地法第18条第6項の規定による解約通知の件を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第66号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は25ページからでございます。

所在は、石丸■■■■■■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■、面積は、■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は、■■■■平方メートルです。

賃貸人は、■■■■■■■■■■氏、賃借人は、■■■■■■■■■■氏、解約年月日は、■■■■■■■■■■、土地引渡年月日は、■■■■■■■■■■です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和6年11月21日に受理したものでございます。

以上、報告第66号のご説明といたします。

議長

次に、日程第19、報告第67号事務処理の報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第67号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は27ページからでございます。

報告地は、白島■■■■■■■■■■、地目は台帳、現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルの内、設置面積は、■■■■平方メートル他■■■■筆、面積の合計は、■■■■平方メートルの内、設置面積の合計は、■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■氏、施設の概要は、■■■■■■■■■■です。

周辺につきましては、北側は■■■■■■■■■■、東側は■■■■■■■■■■、西側は■■■■■■■■■■、南側は■■■■■■■■■■となっており、周辺の農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和6年10月10日に受理し、令和6年11月19日に確認したものです。

以上、報告第67号のご説明といたします。

議長

それでは、ただいま報告のありました11件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第20、報告第68号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員からの報告を別紙資料のとおり、事務局でま

めておりますので、補足の説明や特に報告のある委員がおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員 奥、中村地区の状況ですが、[REDACTED]氏の農地について、12月の初めに除草が完了しましたので報告いたします。

議長 ご苦労様でした。
他にありませんか。
ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
ここで、この度、神代委員が農業委員在職10年表彰を受けられましたので、一言ご挨拶いただきます。

神代委員 〈あいさつ〉

議長 何か連絡事項はございますか。

事務局 〈農業委員報酬について説明〉
〈委員会総会の日程変更について報告〉
〈新年会・北陸研修会について説明〉
〈次回日程について説明〉

議長 これをもちまして令和6年第12回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時13分)

上記は、令和6年第12回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 杉本 泰彦

署名委員 植山 照男